令和８年５月 29 日
＜問い合わせ先＞
住宅局建築指導課
住宅局参事官(建築企画担当)付
代表 03-5253-8111

現場打コンクリートの型わく及び支柱の取り外しに関する基準等の一部を改正する告示案に関する意見募集の結果について

国土交通省では、令和８年４月２日(木)から令和８年５月１日(金)までの期間において、現場打コンクリートの型わく及び支柱の取り外しに関する基準等の一部を改正する告示案に関する意見募集を行いました。

上記意見募集に寄せられたご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を以下のとおりとりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げるとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○現場打コンクリートの型わく及び支柱の取り外しに関する基準等の一部を改正する告示案に関する意見募集に寄せられたご意見等と国土交通省の考え方

※3 名の個人から合計 5 件のご意見等をいただきました。

※お寄せいただきましたご意見は内容を適宜要約しています。

No.	意見要約（公表用）	回答案
Ⅰ．JIS 改正に伴う建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料並びにこれらの建築材料が適合すべき日本産業規格又は日本農林規格及び品質に関する技術的基準を定める件（平成 12 年建設省告示第 1446 号）等の一部改正について		
1	コンクリートの回収水と粗骨材の再利用について、利用可能な範囲を拡大する今回の改正は環境への配慮につながるものであり、大いに賛成します。	賛成のご意見として承ります。
2	今回 JIS の年号が改正されたことをもって、既に取得した型式適合認定や大臣認定の効力が失われることはないという認識でよいでしょうか。	貴見のとおりです。
Ⅱ．木質接着パネル工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準等を定める件（令和 7 年国土交通省告示第 250 号）の一部改正について		
3	許容応力度計算では、ねじれの影響による構造部材の応力の割増しは、偏心率の値にかかわらず行うべきではないでしょうか。	建築物の構造等に関する最低限の基準を定めている建築基準法においては、偏心率が 0.15 以下の場合に、必ずしもねじれの影響を考慮することを求めておりませんが、設計者の判断により建築物の形状等に応じてその影響を考慮した応力を設定することができます。

4	偏心率が 0.15 を超え、0.3 以下の場合の安全性を確かめる方法において、標準せん断力係数の算出方法を、0.2 に昭和 55 年建設省告示 1792 号第７の表二に掲げる Fe（必要保有水平耐力計算で用いる偏心による割り増し係数）を乗じて得られた数値以上とすることとしていますが、Fe を 0.2 に乗じるということは、本工法の Ds を 0.2 としてよいとしているように見えるのではないでしょうか。	今回の改正は、偏心率が 0.15 を超え、0.3 以下の場合の安全性を確かめる方法において、標準せん断力係数の算出方法を、0.2 に昭和 55 年建設省告示 1792 号第７の表二に掲げる Fe を乗じて得られた数値以上とすることとしているものであり、木質接着パネル工法の Ds を 0.2 としてよいとするものではありません。
5	鉄筋コンクリート造等において、偏心率が 0.15 を超える場合、許容応力度等計算（ルート２）ではなく、許容応力度計算（ルート１）又はルート３により安全性を確認することとされていますが、本告示においても、同様としなくてよいでしょうか。	今回の改正では、ルート 2 同等計算の偏心率が大きくなる場合の基準を定めていますが、木質接着パネル工法で計画可能な規模について、他の木造の工法においても、同様の基準が規定されていることを考慮して定めたものです。